



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全
国センター
発行責任者：九後 健治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
年額1,500円
(送料込、会員は
会費に含む)



エッセンシャルワーカーが健康な社会はすべての人に安心な社会

第34回人間らしく働くための九州セミナー

11月16～17日、福岡県・大牟田市で「第34回人間らしく働くための九州セミナー in 大牟田」が開催され、約500人が参加しました。

エッセンシャルワーカーの働き方と健康

今年の基本コンセプトは「エッセンシャルワーカーの働き方と健康」です。コロナ禍において社会生活に必須の職業として注目されたエッセンシャルワーカーですが、「労働条件・処遇の改善は行われていないのが実態」と田村昭彦セミナー代表世話人会議長は指摘。「エッセンシャルワーカーの多くが女性であるというジェンダー不平等の解決の視点も持ちながら学びあおう」と呼びかけました。

社会に不可欠な仕事は処遇が悪い？

記念講演は田中洋子さん（筑波大学人文社会系名誉教授・写真）。タイトルは「エッセンシャルワーカーが安心して働ける社会のために」です。産業構造や戦後復興・高度経済成長を果たしたことなど多くの共通点を持ったドイツと日本。しかし、2020年ごろから「働きづらい日本」と「働きやすいドイツ」と違いが際立ってきたと田中さん。違いはドイツの「週労働時間48時間という上限のもとで個人の都合で柔軟に働く仕組み」と「非正規がない、短時間働く人もみな正規」という点。働く人の4割が非正規という日本の現状を変えるには、「非正規職員の短時間正社員化」で「公正な処遇とキャリアの実現を」と訴えました。すでにすべてのパート職員を正規化した企業も出始めていることを紹介し、「エッセンシャルワーカーをはじめ当事者が声をあげ、それを組織や社会が受けとめドイツのとりくみも参考に、働き方を変えていこう」と訴えました。

韓国の「必須業務従事者」法から学ぶ

パネルディスカッションも同様のテーマで行われました。パネリストは、親仁会米の山病院管理師長の堤健一さん、高取保育園園長の橋本久美子さん、

愛知県労連の佐賀達也さん。そして、韓国非正規労働センター所長のナム・ウグンさんと同政策局長のキ・ホウンさん、韓国社会公共研究院のキム・ジスクさんです。

堤さんは病院のコロナ対応と看護職場の現状、橋本さんはコロナにおいて子どもばかりではなく、大人も一緒に育ちあう場である保育園の実態と困難さ、佐賀さんはコロナ禍の中で奮闘した自治体労働者の働き方と改善させる活動の到達と課題を報告しました。共通していることは、現場で、患者・子ども、住民を前に文字通り命がけの奮闘が繰り返されていたこと、社会もその役割を認識したこと、そして、特にコロナ5類以降、その奮闘は報われず、改善が行われていないことです。

一方、韓国ではソウル市城東区で「必須労働者(=エッセンシャルワーカー) 保護及び支援に関する条例」が2020年9月に制定され、さらに2021年5月には「必須業務指定及び従業者保護・支援に関する法律」が制定されています。「必須業務従事者」と
(2面へ続く)



〈今月号の記事〉	
国連女性差別撤廃委員会総括所見……………	2面
35回じん肺キャラバン……………	3面
各地・各団体のとりくみ……………	3～6面
過労死等防止対策シンポ(中央会場) / 私の一冊……………	7面
労基研「議論のたたき台」……………	8面

は「プラットフォームワーカーなど労働者性が労働法上で認められていない働く人を含める」と説明がありました。これらを作らせた力は、当事者による切実な要求を集会や記者会見を通じて訴えたこと、また当事者が所属する労働組合が第一線に立ち、ナショナルセンターが支援したことにあると言います。そして、条例や法律を活かし「災害が起こった場合」を超えて日常の改善につなげることが課題だと提起しました。今後は、さらに組織化を進め、制度的な改善を進めていくと決意が示されました。

特別分科会は「平和と働く人びとの健康」

2日目は、「平和と働く人々の健康」の特別分科会と「労災・職業病A（じん肺・アスベスト・振動障害など）」「労災・職業病B」「高齢者・障がい者・病気を持つ労働者の働き方」「エッセンシャルワーカーの働き方と健康」「医療・介護・福祉の現場から見た働く人々の健康」「職場の労働安全衛生活動」「外国人労働者・非正規労働者・雇用によらない働き方」の6分科会が行われ、56の演題の報告に対して熱心な討論が行われました（写真下）。

最後の全体会では、地元・親仁会米の山病院の橋口俊則会長が「大牟田における公害・労災職業病の闘いアーカイブ」と題して教育講演を行いました。大牟田市は、炭鉱のまちとして、石炭コンビナート



が形成され、工場群に挟まれた住宅地域は大気汚染にまみれた状況になりました。住民の公害被害者の研究、労災職業病のじん肺へのとりくみ、患者の掘り起こしと事例研究をもつての学会への発表など医療機関と労働者、支援者のとりくみが力を発揮しました。医療者としてじん肺と向き合ってきた理由を橋口さんは、①じん肺法労災保険などの社会資源利用の情報提供、②患者や家族の苦しみ・悩みへの相談、③医学的な立場としての観点、④じん肺裁判の支援をあげ、三井・三池炭鉱関連のじん肺掘り起こし検診は労働者が自ら労働者としての誇りを取り戻してきたあゆみと重なってきたと語りました。

35回は大分で

来年は大分での開催です。開催地の大分民医連の酒井誠会長から「1年間の実践をもつて、また来年会いましょう」と呼びかけられました。

（全国センター 岡村やよい）

ジェンダー平等後進国の返上を 国連女性差別撤廃委員会日本政府に総括所見

国連女性差別撤廃委員会（以下、委員会）は、女性差別撤廃条約の実施状況に対する日本政府への「総括所見」を10月29日に発表しました。

委員会は前回（8年前）からの前進として、①民法改正による女性の再婚禁止期間の廃止、②旧優生保護法によって不妊手術を強制された人への補償などの課題を示しました。

一方で委員会は、日本の女性の人権状況について、懸念と様々な課題についても勧告。沖縄の米軍関係者による女性への性暴力についてこの委員会で取り上げられたのは今回初めてです。

そして、委員会は、以下の4つの勧告については、日本政府にフォローアップ項目として取り組みの状況を2年以内にお報告するよう、日本政府に求めています。

- 結婚後も女性が旧姓を保持できるようにするため、夫婦の姓の選択に関する法律を改正する

こと。

- 女性の意思決定機関での平等な代表を早期に実現するための特別措置として、女性が国会議員に立候補する際の供託金を一時的に300万円から引き下げること。
- すべての女性と少女が緊急避妊薬を含む近代的で手頃な避妊方法に適切にアクセスできるようにし、16歳および17歳の少女が避妊薬にアクセスする際に親の同意が必要とされる要件を撤廃すること。
- 女性が中絶を求める際に配偶者の同意が必要とされる要件を撤廃するため、法律を改正すること。

条約の批准から約40年。総括所見を活かしジェンダー平等後進国を返上しましょう。

（編集部）

なくせじん肺・アスベスト被害 すべての労災職業病の根絶を

第35回なくせじん肺アスベストキャラバン行動

第35回なくせじん肺・アスベスト被害全国キャラバン行動は、10月1日から各地で労働局交渉・自治体交渉・学習会・宣伝行動など多彩な活動を繰り広げ、10月28～29日に最終行動となる東京集結行動を行いました。

各省交渉を実施

28日午前は、厚生労働省、国土交通省、経済産業省に要請行動を行いました。厚生労働省では、じん肺・アスベスト疾患をきちんと診断できる医師の養成、解体時の届出制度の実施状況、労災特別加入者の健康管理手帳による健康管理などについて質疑を行いました。

一人親方への健康手帳による健康管理の問題では、「(厚労省で) 別に開かれたフリーランスの検討会において検討テーマにならなかった」ことを理由に「検討しない」という回答があり参加者からは「今までよりも後退した」と追及がありました。国交省では、建物解体時の事前調査の実施状況の把握・指導などを重点に要請しました。

29日午前には環境省への要請行動が行われました。

各地から報告・決意表明

28日の正午には200人を超える仲間が厚労省・環境省前に集結。弁護団・原告団・支援団体らが宣伝カーからじん肺・アスベスト被害の根絶を訴えました。

14時30分からは参議院議員会館の「講堂」で集結集会が開催されました。冒頭にキャラバン実行委員会を代表して安達浩代表委員(建交労中央執行委員長)が主催者あいさつ。35回のキャラバンの歴史に触れながらさらなる運動の前進を呼びかけました。



官庁街でデモ行進

井上聡代表委員から集会への基調報告。続いてトンネルじん肺根絶闘争本部の石田直道事務局長から「じん肺救済法成立に向けて」建設アスベスト闘争本部の清水謙一事務局長から「建設アスベストの和解解決と給付金制度改正に向けて」の報告がありました。

いの健全全国センターの九後事務局長が支援者を代表してあいさつした後、各ブロックの報告、「三菱重工下関造船所じん肺」「トンネルじん肺」「北海道建設アスベスト」「首都圏建設アスベスト」「三菱重工長崎造船所じん肺」「三井金属神岡鉱山じん肺」の原告団・弁護団からの決意表明が行われました。

最後に東京地評の井澤智事務局長から「集会で共有した「熱い思い」と“いのちをかけたたたかい”を力にたたかおう。政局は動いている。力を結集して前進しよう」と閉会あいさつがありました。

官庁街にシュプレヒコール

2日目は8時半の三菱重工丸の内本社、三井金属鉱業への抗議行動からスタート。正午には、環境省要請のメンバーも日比谷公園霞門に集合し、最後の行動として霞ヶ関官庁街デモ行進を行いました。例年国会へのデモを行っていますが、今年は総選挙の翌日で国会議員が対応できないということで霞ヶ関行動となりました。

昼休みの官庁街は人通りも多く「厚労省はじん肺をなくせ!」「環境省はアスベスト被害を根絶せよ!」「三井金属はじん肺患者に謝れ!」「三菱重工はじん肺患者に謝れ!」などのコールに振り返る人も多くみられました。(編集部)

各地・各団体のとりくみ

石川

加盟組織の拡大、いの健活動を担う 後継者養成の強化を 第16回総会

いのちと健康を守る石川センターは第16回総会を10月12日に開催しました。総会に先立って、今年、能登震災下での労働者の状況について、建交労北陸ダンプ、コープ石川労組、国土交通省労組の3人から報告をしてもらい交流会を行いました。

北陸ダンプからは、1月1日の地震発生直後から組合員が復旧にむけた緊急対応で、金沢・富山・福井より碎石の運搬を行ったこと、珠洲市・輪島市での復旧工事にも就労したが、その際プレハブ住居での生活と環境は大変厳しい状況にあったこと、9月21日からの豪雨では、工事現場やプレハブ住居にも被害があり、現在は工事も一時中断を余儀なくされていることが報告されました。(建交労北陸ダンプは、自分でダンプを所有し働いている、白ナンバーダンプの一人親方の労働組合で、石川・福井・富山・岐阜で200人の組合員を結集しています)

コープ石川労組からは、震災下で宅配輸送の業務には安全を重視し、「無理はしない」ことを徹底したこと。現場の労働者には長時間労働が発生、暫く

して落ちついたが、管理関係部署の長時間労働、疲弊が見られること。労働者のメンタル面を産業医も入って対応したことが報告されました。



労働災害については、9月までに震災復旧工事で2人が死亡しており、労働局が安全パトロールに入ったことが報道されました。工事労働者の安全を守る視点が石川センターに欠けていたことを痛感しました。

総会では、方針として、加盟組織の拡大、いの健活動を担う後継者養成の強化。労働安全衛生の担当者を加盟組織内に配置すること。石川県労連等に要請し労働安全衛生の学習会や過労死、じん肺、アスベスト被害の学習にとりくむこと。「いしかわ労働相談センター」との連携をつよめ、労災、過労死事案にとりくむこと。北陸セミナーを継続開催し、富山、福井への健活動を繋げていく等を確認しました。(石川センター 川上仁志)

全労連

人権保障は国際スタンダード 国際人権基準の活用を

10月25日、全労連、東京地評、電機情報ユニオンが主催し、開催した「国際人権・労働基準を労働組合運動の力にする学習交流会」には50人以上が参加しました。

講演で労働者教育協会の筒井晴彦理事が国際人権の歴史と流れについて話しました。大規模な労災事故、サプライチェーンの先での事故や争議などのたまたかが国際社会を動かし、ILO基準をはじめ、EUでの基準、OECD多国籍企業ガイドライン、国連ビジネスと人権ガイドライン(UNGPs)など各種の国際人権基準につながったこと、国連でビジネスと人権に関する条約づくりが進んでいることを紹介しました。布施恵輔全労連国際局長は6月の国連人権理事会に提出されたUNGPsワーキンググループ「訪日報告」の要点を説明しました。国内人権機関がないことが日本の人権保障に極めて深刻な弱点となっており包括的差別禁止法の創設を強く求めていることを紹介。女性差別撤廃条約の日本審査に基づく勧告をはじめ、国際人権の基準を学び、職場で生かしていくことを呼びかけました。

特別報告として自治労連・常総市職員労働組合の委員長が、ビジネスと人権



ガイドラインワーキンググループ委員に要請した際の公務職場での非正規、ジェンダー格差の実態、団結権や基本権の侵害に関する訴えに真剣に耳を傾け質問した委員の様子を紹介しました。

多国籍大企業のダウ・ケミカルの国内工場閉鎖・解雇の過程での不当労働行為に、OECD多国籍企業ガイドラインを活用して争議解決をめざす全労連・全国一般の副委員長は、争議と不当労働行為の経過、OECDガイドラインの窓口への要請と現在の審査状況を報告しました。電機情報ユニオンの委員長は人権無視のリストラを進める電機大企業での運動を、人権無視の労働者いじめや個人攻撃が今も多くの職場で続いている実態と、国際人権をもとにたまたかっているとりくみを報告しました。

(全労連 布施恵輔)

各地・各団体のとりくみ

北海道

5年ぶりに対面で開催

北海道セミナー・労安学校

11月9日、札幌市内で2024年北海道セミナー・労働安全衛生学校を開催しました。

新型コロナウイルスの影響で、2019年以来、5年ぶりの対面開催となりました。

今回は「人間らしい働き方を考える」を共通のテーマに、基調講演、特別報告に続いて、午後から北海道セミナーの分科会が2つ、労働安全衛生学校を分科会の一つとして開催し、合計3つの分科会を開催しました。

細川誉至雄実行委員長の開会挨拶、木幡秀男事務局長の基調報告案の提案に続いて、弁護士の白神優理子氏が、基調講演を行いました。

「パワーハラのない社会を作るために」と題した講演で、白神氏はまず、パワーハラスメントとは何かについて、厚労省が提示している指針から、現在国や労働行政、司法の場でのパワーハラの概念を説明しました(写真)。

しかし、実際に被災者が苦しみ、白神氏が担当している事案を通じ、「ハラスメント行為の禁止規定や、第三者によるカスハラ、ILO190号条約が批准されていない」など、現行の不足点を指摘し、包括的なハラスメント禁止法の必要性を述べました。

また自身が関わってきた職場のパワハラにより、メンタル不全から過労うつ、自死に至った事例を取り上げました。新潟市水道局でのパワハラ自死事例、埼玉県での郵便局員自死事例、トラックドライバーの過労うつ労災事例などを詳しく紹介しました。白神氏はいずれの事例についても、共通していることは、小泉構造改革以降に進められた自治体合併や規



制緩和により進められた、職場の正規職員の削減、業種の過当競争、民営化によるノルマ強化などが背景にあり、人間らしく働く基盤が大きく損なわれてきたことが要因だと述べました。規制緩和は財界が利益を上げるために政治をゆがめた結果なので、これを正し、労働者が働きやすい制度や環境に代えていくことが、パワーハラスメントをなくす道に繋がると強調し、一緒に取り組みを進めていこうと呼びかけました。

その後に行われた特別報告では、今年2月勝利判決が出た「標津町職員過労自死事件の解決のまでの経過」について、島田度弁護士が報告しました。

午後からの分科会では、「労働の現場から考えるハラスメント」「職業性疾患・過労死事案を考える」を行いました。

労働安全衛生学校は「現場でのメンタル不全に向き合う」と題し、『「心の病」からの社会復帰』を記した、藤野ゆき大阪職対連事務局長の講演などで、学び合いました。

参加者からは、「現場でのハラスメントがこれほど深刻とは初めて知った」「現場で働く人たちにもっと知って欲しいと思った」などの感想が寄せられました。

災対連

国の責任で復興を急げ

第8次能登半島ボランティア

全国災対連・石川災対連は10月26日～27日、能登半島地震・豪雨災害第8次ボランティアを行い、62人が参加しました。輪島市・能登町、七尾市に入り、床下の泥の搬出、家財道具の搬出などを行いました。自然災害が繰り返し発生しているにもかかわらず、政府の対策はまったくすすんでおらず、被災地は疲弊しています。

輪島市では、地震では倒壊しなかった家に豪雨で浸水。すでに別のボランティアによってはがされた床や壁の建材、ボロボロになった断熱材が入った土

嚢袋などを軽ダンプに積み込む作業を行いました。

門前町では「震災で避難していたから豪雨で川が氾濫しても逃げずに済んだ」と話した女性宅の床下は泥だら



瓦礫がのこる輪島市内

けでした。猫車(一輪車)に泥を入れ、川に捨てる作業を何往復も行いました。復旧にはまだまだ遠い状況であり、自治体任せにせず、国の最優先課題として全力で取り組むことが急務です。

(「全労連」580号より)

各地・各団体のとりくみ

広島

「つながる」活動をすすめ会員の拡大を 第21回総会

働くもののいのちと健康を守る広島県センターは、設立のきっかけとなった「木谷公治さんの命日」である9月30日に21回目の総会を行い、27人が参加しました。

「労働局への要請」「パワハラ学習会」「中四国セミナー」「レクレーション」など、1年間のとりくみが報告されました。

3月に労働局職員を招いての「パワハラとは何なのか?その対策を学ぶ」の学習会には60人が参加。

「様々なパワハラがあることが認識できた」「労働局にまず相談しようと思った」「人減らし合理化で、働きにくい場になっていることが問題」などたくさん感想が寄せられました。

毎年行っていた「いの健レクレーション」はコロナ禍で中止を余儀なくされていましたが、4月に、3年越しの企画が実現。「アートをめぐる直島(香川県)バスツアー」(医労連と共催)は、53人が参加しました。「朝早い出発でしたが、直島での4時間(草間彌生の赤かぼちゃ・黄かぼちゃ、そして地中美術館など)、毎日の慌ただしい業務から離れ、とても精神的に充実した時を過ごせた」との感想が寄せられ、うれしい限りです。



「いの健レク」で記念撮影

支援していた「故後河内麻季先生労災認定裁判」は、残念ながら労災認定が認められませんでしたでしたが、全国各地の集会で支援を訴えるご両親を支えていくことを確認しました。

総会では、7団体から、「ハラスメントの悩み」、「安全衛生委員会の活動」「労災認定を勝ち取ったたたかい」などが報告されました。参加者からは「ハラスメントは職場全体で『しない・させない』ことをとりくんで行かないと、なくすことができない」「法の周知や正しい理解など啓発活動が大切」などの感想が寄せられました。

今年度方針では、「学習」を基本に、つながる(レク)活動を進めながら、会員を増やしていく方針を確認しました。

(広島センター 門田 勇人)

宮城

支援組織の課題に「支援・協力」 第32回総会

「宮城県働く人の健康と環境改善をすすめる会」は、仙台錦町診療所・産業医学健診センター創立の際に結集した団体(科学者会議、弁護士、関係労組、職対連、民商、生協等で結成された支援・協力組織)です。そしていの健宮城センター結成の際に、労組と民商等がそちらに移動しました。宮城県には、全国センターに2組織が加盟。医師・弁護士は、県センターの顧問になり、「すすめる会」自体が、支援組織の課題にも、「支援・協力」をうたっています。

「すすめる会」は、毎年の「宮城県過労死110番」の責任団体、じん肺や石綿裁判の支援、環境問題に等にとりくんで来ていて、東日本大震災後とコロナ感染3年を除いて、32回目の総会を10月18日に開催しました。

当日は、宮城県労連会議室に、役員とWEBができないじん肺患者4人が集まり、残りはWEB参加で、併せて36名となり、今年の総会「日本評論社：

睡眠科学・医学・労働法学から考え直す日本の労働時間規制」の4人の著者の講演会」と、同じ参加者数となりました。

特別講演は、役員でもある泉病院総合診療科・谷智子医師より「診療を通じて気付く過重労働・過労死」で、7人の事案についての紹介とその背景、とりくみの方向等について丁寧に報告されました(写真)。

その後、広瀬事務局長より「過労死を巡る最近の状況」、宮城過労死を考える家族の会遠藤利美事務局長から「過労死等防止対策推進シンポジウム」の御案内、建築アスベスト東北訴訟団長の小野寺義孝弁護士から「現状報告」があり、新役員を確認して会を終えました。(宮城県働く人の健康と環境改善をすすめる会 広瀬俊雄)



仕事よりいのち

過労死防止法制定10年 全都道府県でシンポジウム開催

過労死等防止対策推進法が制定されて10年。「過労死防止月間」とする11月、全都道府県で過労死等防止対策シンポジウムが開催されています。東京・イノホールで行われた中央シンポジウムについて紹介します。

ダ・カーポの生演奏から

11月6日のシンポジウムは、ダ・カーポの生演奏から始まりました。「ぼくの夢」という曲は、過労死防止法の制定を求める運動の中で生まれ、各県のシンポジウム会場でも流されます。お父さんをなくしたマー君の詩が優しい歌になりました。

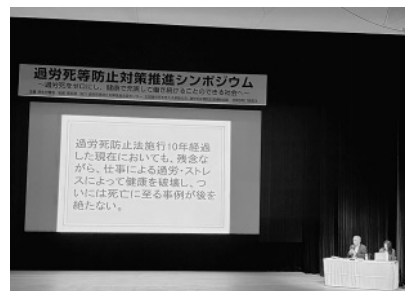
過労死防止の今日的課題

厚生労働大臣、過労死防止議員連盟からのあいさつに続いて、過労死防止全国センターの川人博共同代表から特徴的な過労死事案の報告がありました。出張が多く脳幹出血で倒れた事例、テレワークで残業が常態化した事例、深夜の長時間労働、フリーランスの人に多い長時間労働にハラスメントもあった事例など具体的な事例が報告され、今日的な課題が明らかになりました。また、正確な労働時間の把握が行われていない現状が指摘され、「職場を健康で生き生きしたところにするために活動を進めましょう」と訴えました。(写真)

安全な職場環境の提供は労働者の人権問題

後半は、①「『ビジネスと人権』を通じた労働環

境の改善」(須田洋平弁護士)、②「パワハラのは発生は予防できるのか? 過労死のない社会を目指して」(津野香奈美・



神奈川県立保健福祉大学教授)、③「物流の2024年問題と物流改革」(矢野裕児・流通経済大学教授)の3つの分科会が行われました。

「ビジネスと人権」の分科会では、経済のグローバル化が進むなかで、2000年頃から構築されるようになり、2011年に指導原則が策定されたこと、そして指導原則には国家の責任と企業の責任、人権侵害に対しての救済原則が定められている枠組みを確認しました。労働時間はILOとWHOが推奨した週55時間が国際基準であること、労働組合の結成や加入は労働者の人権であること、ハラスメントは人権概念の普及を通じた意識のアップデートが必要と話されました。まとめとして「安全な職場環境の提供は、労働者の人権問題」としてとりくむことを強調しました。

最後に寺西笑子過労死を考える家族の会代表がまとめを行い、「仕事よりいのち」を軸にすえて、過労死を出さない職場をつくろう」と訴えました。

(全国センター 岡村やよい)

私の一冊 ④5 全国センター 清岡弘一 「本当はごはんを作るのが好きなのにしんどくなった人たちへ」 コウケンテツ

家事は嫌いではない。とりわけ料理は好きだ。“休みの日で家にいるとき”はよく台所に立つ。洗いものもちゃんとやる。家族からおいしいと言われると嬉しい。仕事が忙しい中でも自分はそれなりにカジダンと思っていた。なのに、末っ子が間もなく成人する最近になって妻から「ずっとワンオペ育児だった」と言われた。ショック。

そんな時に料理研究家のコウケンテツさんの初のエッセー集を読んだ。「もう料理をすることに限界が来ました。私はどうすればいいのでしょうか…」。彼の講演会参加者の言葉。彼はこれを聞いて、「毎日のごはんづくりが大変」と思っている人の気持ちが楽になるようなことができないかと思ったという。彼自身も、子どもが増えるにしたがって「料理がしんどい」と思うようになった経験も踏まえて書

かれた本書は、全編にわたり、そうした人たちにがんばりすぎなくても大丈夫だよとのメッセージが綴られている。

「手料理=愛情のバロメーター、ではなく余裕のバロメーター」との言葉、なるほどわかる。

彼は自身が作る料理を、「仕事」、「趣味」、「家事」の3つ



のカテゴリーに分け、この3つは全くの別物と述べている。ああ、妻の料理は「家事」だけど、私の料理は「趣味」であって「家事」ではなかったんだ、「休みの日で家にいるとき」なんてほんのちょっとしかなかったですわ、と反省しきりの読後。

労働基準法の解体NO! 労基研「議論のたたき台」に意見をあげよう!

労働法制中央連絡会で厚労省前宣伝

「議論のたたき台」を提示

11月12日に開催された厚生労働省の労働基準関係法制研究会ではそれまでの議論をまとめた「議論のたたき台」が提示され、まとめの方向に入る議論が開始されました。要旨を紹介します。

「シンプルでわかりやすく」というが…

「たたき台」は「I. 総論」として「多様化する働き方に対応すべく法整備が進むと、複雑で分かりづらい法制となっていく」ので「保護が必要な場面においてはしっかりと実効性のある形で法令において定め、一定の範囲で、個別企業、事業場、労働者の実情に合わせて調整が可能なものとしていくという考え方を持つことが今後の検討にあたっては求められる」とし、そのためには良質な労使コミュニケーションが必要であり「労働組合の活性化が望まれる」としながらも、過半数代表者制についても「課題と改善方法の検討が必要」としています。

労働者性と「事業の単位」

各論では労働者性について「1985年の労基研の判断基準に所与のものとして、40年間の事例を分析・研究し学説も踏まえ見直の必要性を検討していくべき」としています。特に家事使用人については、「実質的な労働形態は、家事代行サービス事業者に雇用されて働く労働者と変わらなくなっている」として、労働基準法の適用除外とする事情はなくなっているとししました。

労使コミュニケーション・「事業の単位」

労使コミュニケーションについては、「法規制をシンプルに保ちつつ、経済社会の変化に対応して現場の実情に合わせた調整を有効に機能させることが必要」とし、労働組合の活性化と同時に「過半数代表者の機能強化」を強く押し出しています。労基法の適用を受ける「事業」の単位については「引き続き事業場単位を原則」としていますが、労使協定、労使委員会等の複数事業場での一括手続きについて、「事業場単位の労使合意を前提としつつ、手続きをある程度まとめて行うことが現行法でも許容されており、その点を明らかにすることが考えられる」としています。労働者の働く現場の実態に沿った労使協約や就業規則でなくなる危険性があります。



労働時間法制・割増賃金

労働時間については「変更するための社会的合意を得るためには蓄積が不足」とあっさり切捨てています。労働からの解放規制の部分では、「いっせいで休暇の見なおし」「13日を超える連続勤務の禁止」「勤務間インターバルの抜本的な導入促進」「つながらぬ権利の検討」「年次有給休暇時の賃金算定方法」などをあげています。しかし、ILO条約が規定している「2週間からなる年次有給休暇の連続取得」については、「我が国の労働者から長期休暇のニーズがあるのか」と「祝祭日を含めた我が国の労働者の休み方なども踏まえて、中長期の検討が必要でないか」とまったく消極的な姿勢です。

割増賃金については、「どのような方策をとるにせよ十分なエビデンスが必要」とし、問題を先送りしています。なお、副業・兼業時の割増賃金については、健康確保のために時間の通算は残すものの、割増賃金については「通算を要しないよう、制度改正に取り組むべき」としています。

よりよい働き方へ声をあげよう

憲法と労働基準法の原理・原則を踏まえれば、労働条件の決定を労使自治に委ねる範囲の拡大は、許されないことです。36協定における時間外労働の実態がそのことをよく表しています。労働法制中央連絡会は、12日の検討会当日、厚労省前で宣伝行動を行いました。ナショナルセンターを超えて共同している雇用共同アクションのメンバーも参加し約50人の参加でアピールしました(写真)。検討会では年度内にも報告書をまとめるとしています。労基法解体に反対し、もっと人間らしく働くことのできる法・制度要求をしていきましょう。(編集部)